

1 移住・定住ナビゲーター制度について

(1) 目的

高島市（以下「本市」という。）への移住・定住希望者の受け入れに当たり、本市での新生活に関する情報提供やアドバイスおよび地域の紹介や案内に係る業務の支援を行うことにより本市への移住・定住の推進および地域の活性化を図ることを目的とします。

具体的には、就農や住まいの情報などの地域事情に精通し、事業所や空き家等の家主などとも顔見知りの関係などを生かし、地域内で得られる情報等をもとに、移住希望者が求める身近な情報やアドバイスを提供できることで、移住希望者の希望に近い移住を実現することができます。また、移住後も、地域における悩みや不安の解消の面でサポートすることができ、地域への定着を後押しすることにつながります。

このことは、移住希望者に向け、地域文化や価値観、共同で暮らすことの意義を理解しやすくすることにもつながります。併せて、集落の閉鎖的な気質など移住希望者の受け入れが進まない中で、ナビゲーターなどを起点に地域に移住希望者を招き入れる土壌ができれば、地域の交流を芽吹かせ、更に理解者の人脈を辿って移住者等が必要とする情報を掘り起こすことにつながります。

(2) 移住・定住ナビゲーターとは

移住希望者を新しい仲間として地域へと迎え入れるため、移住前から移住後もしばらく、移住希望者（移住者）と地域とをつなぐお手伝いをし、移住希望者（移住者）の不安や心配ごとの解消を図り、希望をもって本市へ移り住めるようにするため、高島市長の委嘱を受けた方を「移住・定住ナビゲーター（以下「ナビゲーター」という。）」といいます。ナビゲーターは、移住希望者（移住者）と地域をつなげる役割を担うとともに、移住者に地域情報やそこに暮らす人たちの持つスキル、知恵、魅力に導き、アドバイスを行ないます。

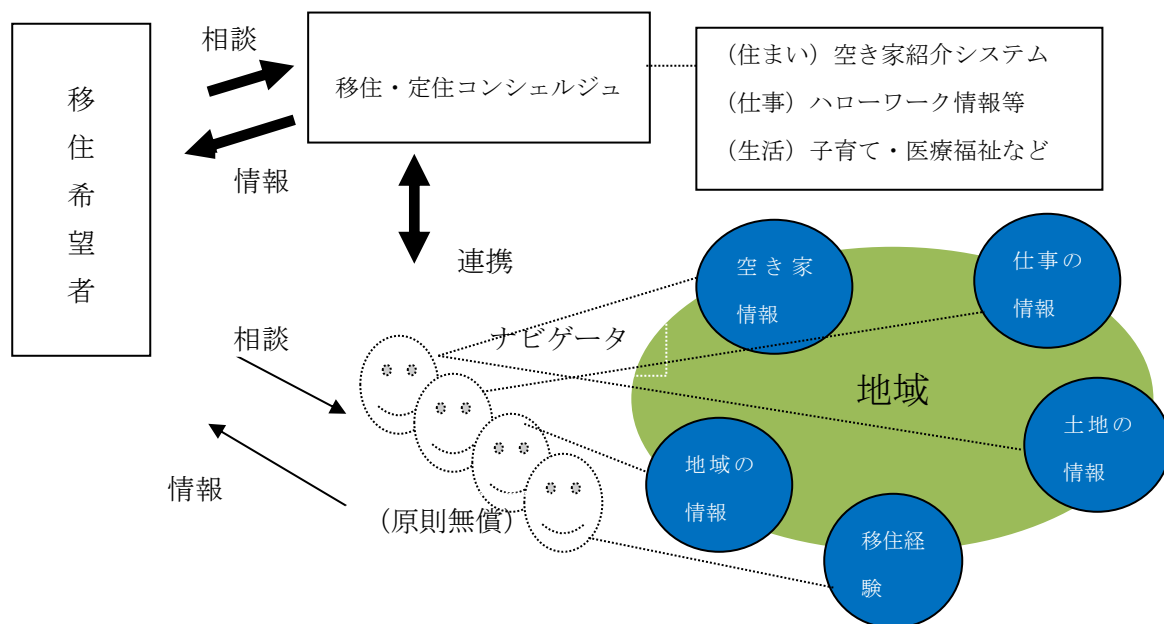
ナビゲーターに委嘱した方は、市のナビゲーター台帳に登録をします。

(3) ナビゲーターの業務

ナビゲーターの業務は、次に掲げる業務を行います。

- ① 空き家等の住居情報の収集および提供に係る業務の支援
- ② 農林漁業、求人企業、廃業予定の事業等の仕事に関する情報の収集および提供に係る業務の支援
- ③ 生活習慣、自治会等の状況、地域資源等の地域情報の収集および提供に係る業務の支援
- ④ 前3号に係る定住希望者の問い合わせに対するアドバイスおよび現地案内の支援
- ⑤ 移住・定住の推進に係る研修への参加
- ⑥ その他、移住・定住の推進に関し市長が特に必要と認めること

また、ナビゲーターの活動区域は、原則、市内とします。ただし、都市部での出張相談窓口などを開設する場合は、この限りではありません。



(4) 情報交換会・研修会

移住者受け入れに関し、定期的に情報交換会・研修会等を開催し、地域や人、仕事、制度等に関する情報の共有や定住事例の研究、相談対応・プライバシー保護対策など、定住に関する相談対応が円滑にできるよう情報交換会や研修会を実施します。

(5) ナビゲーターの任期等

ナビゲーターの任期は、2年とします。

また、市長は、ナビゲーターとしてふさわしくないと認めるときは、その任期の途中でも、ナビゲーターを解任出来ることになっています。

(6) 報酬と実費の弁償

ナビゲーターは、原則として無報酬とする。ただし、都市部での出張相談等に出席したときは、必要に応じて、その実費を弁償することがあります。

(7) 守秘義務

ナビゲーターは、次に掲げる事項を順守しなければなりません。その職を退いた後も、同様とします。

- ① 業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らし、または盗用しないこと。
- ② 業務上知り得た個人情報を自己の利益または不当な目的のために取得、収集、作成および利用しないこと。
- ③ 個人情報を市長の承諾なくして複写し、または複製しないこと。
- ④ 個人情報をき損および滅失することのないように適正に管理すること。
- ⑤ 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- ⑥ 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

2 ナビゲーターとして心掛けていただきたいこと

《基本的事項》

① 定住希望者（移住者）の理解を得ること

ナビゲーターの役割や目的をよく説明し、ナビゲーターとしてできる範囲を理解してもらえるようにしてください。

情報の提供や物件等の紹介などについては、あくまでもナビゲーターの皆さんが知りえる範囲の情報であり、過度に期待を持たせたり、また、資格が必要なものについてはそれを逸脱しないようにしなければなりません。

② 秘密を守ること

定住希望者（移住者）からの相談については、個人情報等の重要な情報（家族構成、収入・借入、人間関係など）に触れることが多くありますので、本業務に際して知り得たことは、決してほかの人に漏らすことのないよう特に留意ください。

③ 活動記録、相談記録を厳重に保管すること

前項の「秘密を守ること」と同様、その記録の中にはプライバシーに関わる情報が多く含まれる恐れがあります。これらの管理については、ファイリングをするなど厳重に保管し、紛失することがないようにお願いします。また、電子データとして保存しないようにお願いします。

④ 身分証明書を携行すること

ナビゲーター活動中は、市で準備する身分証明書（名刺）を携行し、その立場が理解されるよう努めてください。

⑤ 安全面に十分注意すること

ナビゲーター活動中は、事故や災害、トラブルに遭うことがないように十分注意してください。

⑥ 公の職としての自覚を持つこと

ナビゲーターは、市が委嘱した職であり、ボランティア活動といえども、市の業務に携わるものといえます。したがって、定住相談者等に疑念を持たれる言動等がないようにしてください。

《各業務に係る事項》

ナビゲーターの活動については、ボランティア活動としてご協力の上で成り立つものです。業務に携わるときは、ボランティア活動（無報酬）の範囲内で、無理のないようお願いいたします。また、各業務に当たっては、次の事項に留意して下さい。

① 空き家等の住居情報について

住宅情報を求める相談は、定住相談の約4分の3を占めることから、多くの情報提供が求められます。できるだけ、所有者意向が把握できた情報を市の市民協働課まで提供をお願いします。また、物件の案内や、管理者の紹介などの情報があれば提供をお願いします。

② 仕事に関する情報について

農林水産業の担い手を探しておられことや、農地の貸し借りに関する情報、関係者との引き合わせなど就業に結び付く情報の提供が求められています。また、廃業等により、当該事業に必要な資材・機器等をまとめて処分されようとしているなどの情報も、今後活用できるようアンテナを張っていただけると幸いです。

③ 生活習慣や自治会等の状況等の情報について

日常、皆様がお持ちの情報を定住希望者に提供できればと考えています。ただし、この際、ナビゲーター個人の思いを押し付けないように留意願います。

④ 定住希望者へのアドバイスについて

市の定住相談窓口に寄せられる問い合わせなどに関して、ナビゲーターの方々にご相談の方が良いと思われることなどを、移住・定住コンシェルジュを通じてナビゲーターにおつなぎすることになります。定住希望者との間で直接相談などを行われた場合などの情報は、市が得た情報として移住・定住コンシェルジュとも共有したいので、活動報告にて情報の共有を図りたいと思います。

⑤ 現地案内の支援について

現地を案内する場合などについては、基本的に移住・定住コンシェルジュが行う現地案内などにご同行いただき情報提供をお願いすることを想定しています。定住相談者等との間で信頼関係ができ、個別に現地案内を行うことがありましたら、お手数でも、市民協働課にご連絡ください。

⑥ 研修会への参加について

市が開催するナビゲーター会議や情報交換会のほか、出張定住相談等へ参加していただくことがあるかと思えます。市からの要請で市外に出張する場合に限り、交通日の弁償を行う場合があります。

⑦ 万一、トラブルが発生した場合は、活動を中止し速やかに市へ連絡して下さい。

3 ナビゲーター活動時の安全の確保について

ナビゲーターの活動は、主に情報の提供や相談に対するアドバイスなどが中心となりますが、場合によっては現地案内などを行う場合があります。自動車などをお使いいただき移動されます際には、交通法規を順守の上、交通事故の無いようご注意願います。また、定住相談者を同乗させて案内いただくことがないようよろしくお願いします。相談者等を自動車に同乗させて事故を起こされた場合、その事故対応はナビゲーターの皆さんが個人の自動車保険で、個人的に対応いただくこととなりますので、この点は特にご留意願います。

4 全国町村会総合賠償保障保険制度

市では、ナビゲーターなどボランティア活動中の事故に対応するため、全国町村会総合賠償保障保険に加入しています。

前項の自動車事故に関するお願いは、この保険との関係によるものです。

5 連絡先

万一、事故やトラブル等が発生した場合は、現場での活動を中止し、速やかに下記へ連絡して下さい。

※ 高島市役所市民生活部市民協働課

TEL 0740-25-8526 (直通)

FAX 0740-25-8156